

大津弘報

昭和三十一年
毎月一回

八月一日発行
(通巻三十九号)

発行所 大津市中央公民館
印刷所 大津市吉良武夫
編集人 植村 良武夫

大津弘報

八月号 主要記事

大津町臨時議会の開催

診察をうける時は必ず保険証を窓口にて

大津中学校プール起工式挙行

学校建築関係国庫補助金の内示額について

学校の夏休み中の事故防止に努めましょう

華々しく蓋を開けた大津町中元大売出し

社会福祉協議会総会を開催

農業委員会委員の改選

住民登録は必ずいたしましたよう

原爆記念日がやって来る

町民税第二期分集合徴収の御知らせ

飼犬の取締条例が出来ました

夏期に多い伝染病に御注意

拠出制国民年金について

簡易保険指定旅館を御利用下さい

町営住宅入居者募集について

チリ津波義捐金について

アマゾン開拓通信

大津町農家生活状況調査について

選ばれた十二名の若人

鉄道妨害防止に協力方依頼

飯田氏の篤志に謝意

新道路交通法早わかり

大津町臨時議会の開催

昭和三十五年七月八日午後一時第四回大津町議会臨時会が招集された
 この日午後一時開会西本議長より会期日程を語り会期の決定議案第四十九号より議案第五十六号迄一括上程され坂本町長より提案理由の説明があり各議案毎に上程され逐条的に慎重審議の結果原案可決となりました
 其後引続農業委員会選任委員を左記の通り推薦して閉会した

亀井重政氏 谷本茂一氏 今村義勝氏 記

診察をうける時は

必ず保険証を窓口

いよいよ気温も上昇し一年中で身体が一番疲勞し易い季節になりました 飲み過ぎ食べ過ぎ寝冷え等夏季衛生に注意しましょう

最近保険証の使用が確実に行われてゐない向がありますが病氣やけがをして初めて医師の診察を受ける時は必ず窓口で保険証を見せて診察を受けるようにして下さい 又診療が終了したら直ちに保険証を窓口から貰つて持帰り大切に保存して下さい

若し保険証を窓口で提示しない時は緊急止むを得ない場合を除きその診療費は一般料金で全額徴収されることとなりますから御注意下さい

大津中学校プール

起工式挙行

大津中学校に新設される五〇米プールは熊本市の丸徳工業株式会社によつて着工されることになりその起工式

学校の夏休み中の事故防止に努めましょう

本年も七月二十一日から各学校一斉に夏休みに入りました 毎年夏休み期間中色々な事故によつて尊い生命をなくしたり怪我をしたりする人が多勢あります 今年の子供も大人も充分注意して一人の事故者もないたいのしい夏休みとし 九月の新学期には皆んな元氣な姿で登校するようにいたしましょう

が七月十六日午後三時から大津中学校の現地において町長代理台志助役、議長代理本田蔵、文化委員長石崎大津中PTA会長、橋本校長、請負者代表表学校職員多数参列の下に坂本日吉神社宮司祭主となり神式によりいとも荘厳に執り行われた

九月二十日竣工予定にして完成後は大津中学校生徒はもとより近接学校生徒利用も多く未来の山中をめざしての練習に国際級大選手の生れる日も夢ではないとたのしみである

学校建築関係国庫補助金の内示額について

- 昭和三十五年度建設事業のうち教育施設の建築事業について次のように国庫補助金の内示がありました
- 一、大津中学校々々増築事業補助金 一、四三六、六〇〇円 (二五八坪)
- 二、陣内小学校講堂改築事業 六八五、三〇〇円 (一一八坪)
- 三、大津幼稚園新築事業 三〇〇、〇〇〇円 (一七九坪)

- 一、水泳について注意の一、二
- 1. 必ず家の人に先行と帰る時刻をつけて行きましょう
- 2 学校で許可されている場所で泳ぎましょう
- 3 一人で行かず三四人以上は連れだつて行き内一人は必ず自分より年上の人といつしよに行きましょう
- 4 危険な箇所には近づかないようにしましょう

華々しく蓋を開けた

大津町中元大売出し

大津町商工会では今年の中元大売出しは皆様の御愛顧に答へ買上百万毎に抽せん券を遺呈し特賞五万円商品券(売出し参加店共通)を始め多数の賞品が当たる中元大売出しを左記により開催します

記

- 一、期 日 八月一日より八月十五日まで
- 一、景品券 買上百万毎に一枚進呈
- 一、賞品 特賞 五万円商品券 一本
- 一等 一万円 二本
- 二等 五千円 二本

- 三等 五百円 十六本
- 四等 百円 百六十本
- 三等 和タオル
- 一 抽せん会 等外空籤二十枚にて粗品進呈
- 一 抽せん発表 八月二十四日午後一時 大津町役場前
- 一 商品券使用 売出し参加店
- 一 賞品引換期間 八月末日まで
- 一 賞品券有効期間 九月末日まで
- 賞品引換所 商工会事務所(信用組合二階)

社会福祉協議会総会を開催

たと思う 町社協

- 一、実施月日 七月九日(一〇、〇〇〜二、〇〇)
- 二、場 所 中央公民館
- 三、出席者 一〇三名
- 米 資 四名
- 四、議題

1. 会長 挨拶
2. 昭和三十四年度決算報告
3. 昭和三十五年度予算並事業報告
4. 福祉金庫運営規定審議
5. 心配ごと相談所運営規定審議
6. 町社協規約の一部改正審議
7. 各部会の事業報告
- (イ) 家賃計画について
- (ロ) 保健福祉指定地区の実情について

8. 役員選出
 9. 連絡懇談
 10. 閉 会
- 例年になく多数会員のご出席をいただき熱心な審議が続けられた。殊に本年は町社協の新規事業として福祉金庫及び心配ごと相談所の開設が強く注目を惹いた。各部会活動の事業報告が他の部会活動にもよい刺激となつた。新理事として橋本初子、坂本聡子、府内アヤ、三原素一諸氏が満場一致で推選された。斯くして出席者一同社会福祉推進の重要性を痛感し、町づくりに協力することを心に期しつつ散会したが、極めて有意義であつた。

農業委員会委員の改選

大津町では七月十五日農業委員会委員の一般選挙により改選された方々が就任されました

七月二十五日坂本町長の委員会招集により第一回農業委員会を開き議決の結果次の通り代表者が決定しました

- 会 長 岡 本 定 雄
- 会長代理 岡 本 定 雄
- 県農業会議々員 岡 本 定 雄
- 農業委員

- 錦野 一正(錦野) 國武 勇(外牧) 小西永蔵(大林)
- 上田 進(大林) 江藤亀雄(陣内) 山根義隆(下町)
- 本田安孝(陣内) 清水光雄(天津) 石原又雄(室)
- 岩下國威(新) 三池経好(富尾野) 藤原政(真木)
- 古庄勝馬(平川) 村山初吾(矢護川) 津田房人(杉水)
- 本田 一(杉水) 亀井重政(議会議長)
- 谷本茂(議会議長) 今村義勝(議会議長)
- 岡本定勝(陣内農協) 東 弥直(天津農協)
- 木村市郎(瀬田農協) 大田黒賢男(吹田農協)
- 坂本立身(錦野農協) 吉良元手(手誠農協)
- 田代清人(護川農協) 田上左也(矢護川農協)
- 中村福巳(大津町農協)

以上二十八名

住民登録は必ずいたしましょう

国民年金法に基づく福祉年金の受給権を得る要件は日本国内に住所を有する日本国民でありこれが事実関係は住民登録法に基づく住民票によつて公証されるものである。福祉年金の裁定請求をする場合及び受給権者が住所を変更した時はすべて住民票の謄本又は抄本を提出することとなつています。ところが近時食糧事情の好転によるものか、住民登録法に基づく転入届転出届等の届出をなすに放置されているやに見受けられ、これがため現住地役場側付の住民票に登録されず住民の記載が事実と異なることになり年金の裁定請求事務にも支障を来たす

し年金の受給要件を充足していながら未だ年金の支給を受けられないという事も発生してきました。住民登録は住民の住所世帯の構成等を公に証明することによつて住民自身の日常生活の利便を図ることを目的とする制度であり所定の届出を怠つた受給権者にとつては福祉年金の受給について右のような不利な結果も出て来ます。このような事情にかんがみ転入届転出届がまだずんではない方は直ちに手続をされるようお願いす (戸籍課)

原爆記念日がやつて来る!!

第十六回の原爆記念日が近づいた
当日の行事は大体次のように予定されていま
す
一、日時 八月九日
(午後七時～午後八時半)
二、場所 大津小学校大講堂
三、行事
1. 講演
2. 映画 (二本)
入場無料どうぞ一家揃いでおでかけ下さい

飼犬の取締条例が出来ました

このたび熊本県では犬を飼うにはどんなことが必要か飼犬が人畜に害を加えることを防止するため取締条例を制定しました。七月十七日から実施されていきますので犬を飼っている方はよく読んで下さい。以下はその抜粋です

- 第三条 所有者はその飼犬について、次に掲げる事項を守らねばならない。
- 一、飼犬が、時期、性癖、疾病等により人畜に危害を加えるおそれがある場合はけい留し、又は口輪をかける等の方法で管理すること。
 - 二、飼犬に公の場所他人の所有地等で監視その他により汚染させないよにすること。
 - 三、飼犬に公の場所、他人の所有地等を荒らすような行為をさせないこと。
 - 四、自己の占有する場所以外へ飼犬を出すときは、必

町民税第二期分集合徴収の御知らせ
八月は町民税第一期の納期です。左記の通り集合徴収を行いますから一人洩れなく利用されて一週分に引続き完納される様切に要望致します。

8月徴収日割表

午前9時～午後3時	
午前	午後
内 牧 29日	午前
外 牧 29日	午後
子 野 29日	
鳥 川 29日	
岩 坂 29日	
瀬 田 29日	
大 林 30日	
森 30日	
上 坪 30日	
中 内 30日	
下 島 30日	
上 町 30日	
下 町 30日	
高 尾 31日	
平 野 31日	
真 川 31日	
杉 木 31日	
小 林 31日	
下 新 31日	
中 開 31日	

ず堅固なひも、くさり等をつけて、連行すること。

たゞし次に掲げる場合はこの限りでない。

イ、警察犬、狩猟犬である飼犬をその目的のため使用するとき。

ロ、人畜その他に害を加えるおそれのない場所又は方法で、飼犬を訓練、移動又は運動させるときハ、飼犬を捨てようとするときは、あらかじめ所轄保健所長に引き取りを求めること。

(人をかんだ犬の措置)

第四条 飼犬が人をかんだ場合は、当該飼犬の所有者は、直ちにその旨を所轄保健所長に届け出て指示を受けるとともに、その飼犬を獣医師に検診させなければならない。

2. 人をかんだ飼犬の所有者は、かんだ日から少くとも二週間その犬を口輪をつける等人を傷つけない

方法を講じてけい留し、又はおりに入れておかなければならぬ。

(措置命令)

第五条 知事は人畜に危害を加える性情のある飼ひ犬の所有者に対し必要があるときは、必要な限度において、飼ひ犬をけい留し、口輪をつけ、又はおりに入れる等の措置をとるべきことを命ずることができる(立入調査)

夏期に多い伝染病に御注意

小児麻痺と日本脳炎が多発のおそれ

梅雨も過ぎて本格的な暑さになりましたがこれから殖える伝染病に消化器系伝染病の外に日本脳炎、小児麻痺等があります。

小児麻痺は今年は北海道に集団発生を見え居りますが全国的に今年は暑が高く熊本県でも例年より多いようです。

小児麻痺については本年二月福田先生より詳しく公報に発表して戴きましたが一度麻痺を来すと完全に治癒することは困難な病氣ですから予防に万全を期したいと思えます。発病するのは一、二才の幼児が多いのですが感染すれば免疫のない人は大人でも発病致します。これから流行期に入りますので皆様の御協力をお願い申上れます。次に小児麻痺の予防法についてもう一度考えて見ましょう。

一 感染経路

小児麻痺の病原体は患者や保菌者の糞便中に混つて外に排泄されますがその他に発病後一、二週間は患者の「ツベ」の中にも混つて居ります。その病原体は蠅や油虫、ネズミによつて運ばれ食物について口に入りやす

一 予防法

1. 手をよく洗ひましょう。洗面器でなく水道のような流れる水で石ケンを使つてよく洗つて下さい。
2. 蠅、油虫、鼠等の駆除を致しましょう。
3. 果物、生野菜等は水道の流れる水でよく洗つて食べして下さい。
4. 夏はむしろ暑いのに睡眠不足食慾不振で体力がおとろえますから栄養に氣をつけて夜は少くとも八時間の睡眠をとるよう心掛けて下さい。

- 不幸にして発病したら次の事に御注意下さい。
1. 発病後三週間は伝染の危険がありますので患者を隔離する必要があります。
 2. 鼻汁痰等は紙に取り焼捨てます。又糞便は消毒液をかけてよく消毒します。
 3. 看護人は一人にきめておき手の消毒食器の消毒を行つて下さい。
 4. 初期の安静が大切です。あちこちの病院を患者を

第六条 知事は、前条に規定する措置に関し必要がある

と認めるときは必要な限度において、当該職員をして飼ひ犬の所有者の土地、その他関係のある場所(人の住居を除く)に立ち入つて調査させ、又は関係者に質問させることができる。

2. 前項の場合において当該職員は、その身分を証明する証票を携帯し、関係者の請求があつたときは、これを提示しなければならぬ。

つれてかけまわらぬように、安静を守らぬと麻痺がひどくなります。

5. 麻痺が残つたら根氣よくマッサージを続けることが大切です。二、三年はあきらめずに治療をつとめて下さい。

日本脳炎について

日本脳炎は夏の終りから秋の初めにかけて多く発生致します。発病するのは子供が多いのですが大人でも勿論発病します。一人患者が出るとその周囲に二十人位同時に感染した人居ると云われて居ります。一諸に感染しても睡眠不足、栄養不足、過労等で体の抵抗が減退している人は発病し、そうでない人は感染しても発病せずにとすみます。

日本脳炎の病原体を運ぶのは蚊ですから先づ蚊の撲滅が大切です。次のことに御注意下さい。

一 蚊の撲滅

1. 家の周囲に流れの悪い小溝や水溜りは流れをよくし、竹藪の下の草を刈り、切り株は縦に割り水が溜らぬようにします。

二、睡眠を充分にとつて下さい。

暑いのでとかく夜ふかしをします。その明日にそなえて八時間の睡眠時間をとつて下さい。

三、過勞をさけること

自分の体力の限度を知り余り無理な仕事をしたくないように、又子供は遊びに無中になり疲勞に気づきませんので適当に指導する事が必要です。

四、直射日光をさけること

日中帽子をかぶらず長時間直射日光に当たらぬよう特に子供は日陰で遊ばせて下さい。

五、食事について

夏は食慾が衰へて冷たいさっぱりしたものを食べたくなりますが、消化のよい卵、魚を利用し又油をとる為には、マヨネーズ等を利用して下さい。(保健婦)

拠出制国民年金について

拠出制国民年金を実施するための管内全世帯について一斉調査を行ったが来る十月からいよいよ被保険者の適用に関する事務が開始されるについてこの調査が確実に行はれるか否かは国民年金事業の運営に大きな影響を及ぼすもので国民年金の趣旨を十分納得しその手続きについ

簡易保険指定旅館を御利用下さい

このたび郵便局では簡易保険加入者へのサービスの一端として全国的に指定旅館を設置しては熊本県内の旅館と所在は次の通りであるから精々利用して頂きたいとの事である。ちなみに宿泊料金は一般よりも二割から三割安で利用者は利用しようとする日の二十日前までに近くの郵便局に申込んで頂くとい由である。

旅館名	所 在	世話局
火の国観光ホテル	熊本市西水前寺町五八	熊本
万 作	熊本市塩屋町五〇	" "
憩 別 荘	熊本市桜町七	" "
十 返 館	玉名市立願寺	玉名
阿 蘇 ホ テ ル	内牧上中町	阿 蘇

町営住宅入居者募集について

左記に依り町営住宅入居者を募集しますので希望者は町役場総務課迄申込下さい

- 一、所在地 大津町上大津
一、家 屋 木造セメント瓦葺平家建 二十五坪
一、間 数 八畳、六畳、四畳半、板の間、浴場付
一、家 賃 貳千五百円也

チリ津波義捐金について御礼

日赤大津町分区分長

坂 本 篤 美

過般日本列島を襲ったチリ地震津波は太平洋に面する地方に多大の損害を与へました。日赤大津町分区分と致しましては不運な被害者に対し心からの同情をよせ広く義捐金を募り暖い手を差し伸べました所左記の通り多数の御協力を得ました。義捐金は早速日赤興支部に納入し、義捐者名は熊日紙上に掲載し日赤の領取にかえさしていただきました。

左に芳名を掲げ深く謝意を表します。

番号	金 額	奉 仕 者 名
1	一、二九円	平川小学校児童会
2	一、〇〇〇	本町四丁目一同
3	五〇〇	役場保健婦 馬場ミキオ
4	五六〇	上天津坂の上 上組一同
5	五五五	上天津坂の下 下組一同
6	七二〇	上天津 仲方一同
7	七〇〇	仲町 上組一同
8	五四〇	仲町 下組一同
9	六五〇	中学通三丁目西組一同
10	四〇〇	役場会計室一同

合計	金 二四、八七九円也
11	一、〇〇〇円 厚生課一同
12	三、二〇〇 本町二丁目一同
13	一、四四五 四区一同
14	一、一二五 堀町西組一同
15	一、三〇五 平川 宮本区一同
16	八九〇 鶴口組一同
17	八〇〇 小林区一同
18	三三〇 平川 馬場区一同
19	四一〇 平川 御所原一同
20	五〇〇 本町二 大塚樹一
21	一、二二〇 杉水 下区一同
22	四七〇 上天津 平の丁一同
23	一、一七〇 杉水 上区一同
24	一、〇〇〇 役場 職員組合一同
25	三四〇 上藤渡区一同
26	一、〇〇〇 引水区一同
27	一、二〇〇 高尾野区一同



アマゾン 開拓通信

(元原野組合技手) 辻 正義

私は瀨田(一〇二番地に住んでいました)が今マナオス対岸の開拓の将来性をもつ拡大な緑の天地に希望と計画の畝を打ちこっています。狭い土地でもぐくして出るよりも自由にびくと現在の土地で働くことの出来るのをどれほど幸福に思っているか判りません私の住んでいるところにも十家族ほどの入植計画をすすめています。すしマナオス郊外四十五キロのところにも十五家族位入植計画がすすめられていますそこで将来こちらに移住される同胞のために現地報告をいたしましょう。

(4) 天候について

雨期・干期の二期に分れています。雨期は十一月から翌年の五月まで、干期は六月から十月までです。雨量は年平均三千耗以上で、気温は最高三十五度(室外)最低十八度、平均二十五度程度です。夜は涼しく寝心地がよく時折毛布一枚では寒い事もあります。

(5) 病気について

当地は一年中気温の変化がほとんどないため時たま風邪をひく位で特別病気らしい病気は流行いたしません数の多いところにはマラリヤに罹る人もいますが今は予防医学が発達していますので心配はありません内地の人が最も恐れている毒虫や毒蚊にやられたという人もいませんのでこの点安心です。

(6) 原始林について

樹種は種々雑多でその道の専門家ではありませんので正確なことは判りませんが話によれば二十種もあるとのこと。樹木の大きさは大体三十米位で胸高直径は平均二十種から三十種位で大きいのは七、八十種位のもあります。

(7) 動物について

アマゾンで有名なワニは未だ一度も見たことはありません。山の動物も人間に害を与えるようなものは少ないです。河魚としては日本で見られぬ大魚が多く特産物としてヒラルクという乾魚が有名で他の地域に多数移出しています。

ホ 営農状況について

一九五三年に入植当時は四町歩伐採後でその後個人で伐採し現在十八町歩の伐採を終りましたその中二町歩は再生林とし、管理は十六町歩であります。その耕作内容は木を申上げますと、永年作として八町歩、ゴム三千本、その間作としてコーヒ一千本、グワラナ樹(フドー)の如き

もの(三百本、他に専門園としてピエンター(西洋コンウ)五百本(三反)グワラナ一千本(二町五反)その他短作物として隣村五町歩、マンジョカ(個人の家庭で中下級の常食物)一町歩、他に永年作の間作物としてパイナップル一畝(一千本あります)。

コロンバよりの耕地割当は六百米四方で三十六町歩あります。場所により多少の傾斜はありますが殆ど平坦地で標高地の山は何一つ見当りません。

アマゾン河について

アマゾン河といえば日本内地にいる時からその名前は聞いていました。有名ですが、どの位の河だろうか？内地の人達にも関心があると思えます。河川は大体四、五料といわれています。本流の流速も一米ほどで時折上流より大木が浮いて流れ来ます。ちよつと見たところでは日本の大木書のようなです。特に合流点では水平線上で対岸も見当らぬほどでその河中に島が点在しその河添いに伯人がジューク(麻)を耕作して居り、その河は特に増水が著しくその差は平均十米位だといわれています。最も水量の多い時は六月中旬であります。

教育について

当地に於ては幸い移住先達者の二世で教員をしている人が多く日本人移民児童の教育に当り子たちが両親以上に伯語を覚え、親たちは時折折子におしえられる事があります。伯国は義務教育ではなく伯国人の中には字一文字読めない者が多数います。その他日本内地の有難さがつく／＼感ぜられます。

医療について

カトリック教による医者が多く急病人については赤十字タタシが通知次第迎えに来てくれます。個人医者としては診療と手術が主であり、医療は完全に分離されています。薬は日本以上のものがありますので別に心配はなりません。特に当地は常夏の国の故か歯痛が多く二十代の伯人で総入歯の青年も数多く見受けられます。得來この地に移住希望の方は日本内地にいる間に出来る限り歯の治療をして来るようにして下さい。

以上当地の概略を御知せたいと思いますが大津町民の方で希望をもつて移住したいという人がありましたら町長様の方でよりしく御あいせん願います。

大津町長 坂本 篤美 殿

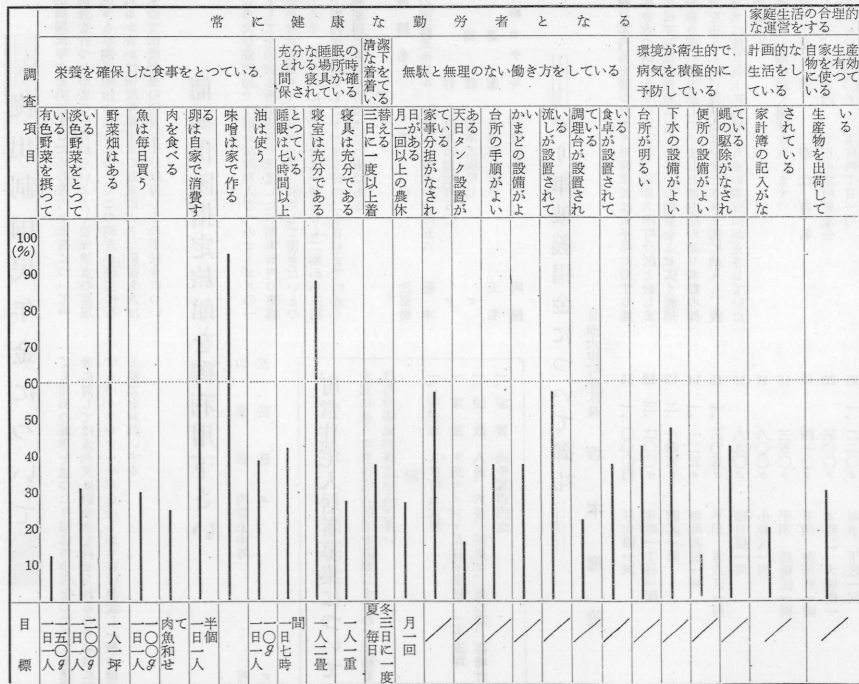
大津町農家生活状況調査について

先月の弘報で、「よりよい生活」について申し上げましたが、大津町では農家生活状況はどの様になっているかを、調査致しましたので図表によってお知らせ致します。

調査方法は、部落を非農家、兼業農家、専業農家と分けその中より二〇%抽出して面接と、アンケートによる方法で調査致しました。

調査の結果、六〇%に達していないものはすべて問題となると思はれますので、各部落や婦人会などで充分話し合をされまして問題の解決に協力されます様お願い致します（くわしくは、先月号を参照して下さい）

(図表) 農家生活状況調査(昭和34年5月)～調査対象 大津町、陣内地区(上、中、下区)



東部地区で剣道の講習会を開催します

最近剣道を志す児童生徒頗る多く御父兄の剣道への熱望も高まり夏期休暇に際し剣道に志す者の為に講習の機会を設けましたので希望児童生徒の参加方御取計らい下さいませようお願いします

記

一、日時 八月六日～八月十二日迄

毎日午後一時～三時迄

二、場所 大津小学校講堂

三、会費 七拾円

四、段位審査 八月十二日(一級迄の段位授与、初心者歓迎)

五、申込 八月六日迄 受付へ会費持参のこと

六、指導者 紫藤 今村 河北 樋口 佐伯先生
及び大津高等学校、中学校、小学校の剣道の先生方

暑中御見舞申上げます

大津町長 坂本 篤美
外役場 職員一同

選ばれた十二名の若人

八月下旬より先進地に留学

大津町中央公民館は年中行事の一つとして町内青年団員より優秀な人々を選んで先進地の国内留学を実施しています

が本年も大体八月下旬大津を出発、研修の途に上る筈で着々準備をすすめています

本年の研修生として選ばれた団員は次の通りです

永田誠也(矢護川) 宇野一也(猿渡)
宮崎 弘(真木) 大田黒重博(上町)
白石強記(上町) 三池 睦(今村)
桐原誠也(外牧) 矢野一男(灰塚)
西村綱則(吹田) 古庄幸男(内牧)
金田敦一(米山) 津田桂伸(杉水)

鉄道妨害防止に協力方依頼

大津駅駅務の運営に当りましては、かねて絶大なる御協力にあずかりまして有難う存じます。つきましては頃日、置石(レールに石をのせておくこと)や列車にむかつて石を投げたりそれには駅構内、線路通行に起因する鉄道妨害事故がひん発して後を断たない現状にあります。真に寒心に堪えないところであります。

置石では列車の運転に支障を及ぼしときには列車脱線

等の重大事態の発生も憂慮されております。又駅構内、線路の通行は通行者自身が危険でありますだけでなく線路の保守上看過出来ないことであります。もともと駅構内、線路の通行は禁止されておりますのでこれまでも繰返し繰返しお断りしてきたのであります。がなお一部に不心得の方がありまして困惑しております。今後目にあまる駅構内、線路歩行の違反者に対しては、不意乍ら鉄道営業法等の罰則の適用も予想されますので大津町弘報や回覧板等右の趣旨を町民各位に十分お伝下さいまして鉄道妨害防止に御理解と御協力を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

飯田氏の篤志に謝意

杉水地区簡易水道の建設にあたり、その配水池の設定に左の如く土地を無償提供せられました飯田氏の篤志に對し深く感謝の意を表します。

提供者芳名

大津町大字矢護山下中区 飯田 尚 殿

新道路交通法、早わかり

はじめに

日増しに激増する自動車、相も交らぬ狭くて悪い道路、日本の交通事情は悪化の一途をたどっています。これにしがたつて交通事故の記録もぐんぐん増えている実情です。

この深刻な交通問題を解決するためには、すべての人が交通規則を正しく知ること。そしてこれを確実に守ることよりほかありません。ところが、このだいたいの交通規則が近ごろの交通事故の変化にまったく追いつけなくなつたのです。そこでその改正が強く要望されるようになりました。こうした世論をバックにして慎重な検討の末、本年六月二十五日「道路交通法」が国会で可決され、今年の秋ころから現行の「道路交通取締法」に代つて実施されることになりました。

新しい「道路交通法」が実施されると、交通規則はどう変わるか、その主な点をつぎに掲げて見ますが、これ以外の点は、いまと大体同様ですから、現行法とあわせて、これをよく読んで新しい交通法の理解を深めていただくに、いゝものです。

一、歩行者が道路の横断をするとき

(第十二条、第十三条)

歩行者が道路を横断しようとするときは、
1. 横断歩道がある場所の附近では、その横断歩道を通ること。

2. 斜めに横断してはならないこと。

3. 横断歩道を通るか、信号または警察官の手信号に従う場合のほかは、車両の直前や直後で道路を横断してはならないこと。

は、いまと同じですが、また、このほか公安委員会は必要と認めた場合には、歩行者の横断を禁止する区間を指定することができることになり、この指定された区間では道路を横断することができなくなります。

二、正しい歩行をしない人には

(第十五条)

歩行者の通行方法がいろいろ定められますが、これに違反した場合には、原則として罰則はなく、各人の道法精神に期待するという建前がられています。しかし、このための規定の違反者をそのままに放任しておくとか、大へん危険なので警察官が、それぞれ正しい通行方法によるよう指示することになります。

この場合、この指示に従わないときは、罰金や科料に処せられることがあります。

三、車輛とは

(第八条)

自動車、原動機付自転車（モーターバイク）などの軽車両とトロリーバスをいうことになりました。

四、軽車輛とは

(第十四号)

自転車、荷車、荷牛馬車、リヤカー、そり、牛馬などをいうことになりました。

五、自動車の種類が変わります。

(第三条)

現在の九種類が六種類に、整理統合されます。

○大型自動車（新しい種類で現行法令の普通自動車のうち乗車定員十一人以上、最大積載量五トン以上のもので）

○普通自動車（現行法令の普通自動車のうち新しく大型自動車に入るものを除いたものと、小型自動四輪車がこれに入る）

○特殊自動車（現行法令のけん引、特殊作業用、特種自動車に統合したもの）

○自動三輪車

○自動二輪車（現行法令の側車付自動二輪車を含めたもの）

○軽自動車

六、交差点での右折は内小回り

(第三十四条)

自動車やトロリーバスの、交差点での右折方法は、いまは右外小回りが原則となつていますが、今度は右内小回りを原則とすることになりました。

また、第二種原動機付自転車も、自動車と同じように右内小回りが原則となります。

七、整備不良車輛に対する措置

(第六十三条)

警察官の街頭車輛検査で、これによつて発見された整備不良の車輛に対する応急措置の命令などについては、いまと変わりません。しかし応急措置では整備できない故障車輛に対しては、いまの使用主または運転者に対する警告書の交付制度が、次のように改められます。

○故障車輛は、警察官の条件付き許可のない限り運転することができなくなります（許可の場合は許可証が交付されます）

○警察官は故障車輛には、その前面の見やすい箇所に「マーク」をはりつけることになりす。

○これはよりつけられたマークは、破損したり、汚損したりしてはなりません。また必要な整備がされたことについて、もよりの警察官が随運事務所の確認を受けた後行なければこれを取り除いてはならないことになりす。

八、酒気帯び運転が禁止されます

(第六十五條)

たとえ酔つばらついていなくても、政令で定める量以上のアルコールを体内に帯びているときは運転してはならないことになりす。

なお、この酒気帯び運転禁止に違反したときの罰則は次のようになります。

○その人が酒に酔つてゐるときは、酔つばらゐる運転として処罰されます。この点はいまでも同じです。

○酔わないでも、一定量以上のアルコールを体内に帯びてゐるときは、運転することだけでは罰せられませんが、無免許運転、スピード違反、信号無視などの違反をしたときは、それらの違反に対する罰則の二倍まで刑が重くなることになりす。

九、雇用者の義務が新たに設けられます

(第七十四條)

運転者を雇用している者に対しては、新しく、次のようなことがその義務として課せられることになりす。

○その雇用している運転者に安全運転を助行させるようにつとめなければならぬ。

○運転者が、スピード違反をしなればならないように時間を拘束したり業務を課したりまたは、そのような条件をつけて運転をさせてはならない。

○運転者が泥はね運転をしないように、車輛に泥よけ器を備える等の必要な措置をとらなければならぬ。

十、運行管理者の義務も新たに設けられます

(第七十五條)

雇用者代つて車輛の運行を直接管理する他位にある者(例えば営業課長、配車係長など、雇用者自身、これにあたる場合もありす。)は

○無免許運転

○飲酒、過労、病氣などの理由で正常な運転ができないおそれがある状態での運転を命じたり、また運転者がそのような運転をするのを黙認してはならないことになりす。

なり、これに違反した運行管理者はもちろん、その雇用者も罰せられることになりす。

十一、運転免許の種類が変ります

(八十四條)

原動機付自転車の「運転許可」が「免許」となりす。

第一種免許は、現行の十種(仮免許を除く)から

大型、普通、特殊、三輪、二輪、軽の六種類に整理され、第一種、第二種の原付免許を加えた八種類になり、第二種免許は、現行の五種が

大型、普通、特殊、三輪の四種類に整理されます。

十二、運転免許を受けられる年令

(第八十八條)

第一種運転免許を受けられる年令は次のようになります。

- 大型免許 十八才以上
- 普通免許
- 特殊免許
- 三輪免許
- 二輪免許
- 軽免許
- 第一種原付免許 十六才以上
- 第二種原付免許

現行法と変つた点は

○小型自動四輪車免許(十六才以上)が、普通免許、本になつたので十八才以上に引き上げられること。

○第一種原付許可(十四才以上)が、第一種原付免許になり、十六才以上に引きあげられること

の二点です。

第二種運転免許は、いまと同様、二十一才以上となつて

います。

十二、免許証の更新及び定期検査

(第九一條)

現行法では、免許証の期間満了前三ヶ月以内に定期検査を受けなければならぬことになっていますが、これが有効期間が満了する一ヶ月前から満了する日までの間となり、免許証の検査でなく、適性検査を受けなければならぬことになりす。

十三、現在持つてゐる免許はどうなるか

(附則第三條第一項)

現行の小型自動四輪車免許は、普通免許とみなされますが、公安委員会の審査に合格するまではその運転することのできる普通自動車は現行法令に規定する小型自動四輪車に限るものとされます。

新生活運動の指導者研修会

明るい家庭、楽しい社会、美しい熊本建設を目途に展開されている新生活運動は秋の国体を目前に控えたこのときに当り一層強力な県民運動としての盛り上りを充実に進めざるを得ないが菊池郡は左の通り新生活運動の指導者研修会を開催いたします。関係者皆さまの御出席をお待ちします。

主催 熊本県新生活運動協議会

熊本県教育委員会

菊池郡市公民館連絡協議会

菊池郡市教育委員会

菊池市婦連 郡婦連 郡市青年団

農山漁村振興特別助成事業が決定しました

農業の生産と所得の増大をはかるために地域農民の自主的総意に基いて計画された「新しい村づくり」の農山漁村振興特別助成事業も愈々三ヶ年目を迎えることになり恒久時な新しい「村づくり」の新しい水としての役割を果たすようになりました。

昭和三十三年より実施した南部地域の特別助成事業は本年度をもつて一応終了することになります。

北部地区は本年度から三ヶ年の計画で特別助成事業を実施することになりました。

昭和三十五年の農山漁村振興特別助成事業は次の通りであります。

記

昭和35年度 農山漁村振興特別助成事業計画概要

事業種目	事業主体	事業量	事業費	国庫補助金	自己負担金	備考
共同利用農機具ミスト	護川農協	ミスト十六台	八六四千元	三四五千元	五一九千元	
地 共同育種所	ミスト	新小屋開拓	ミスト一十台	五四	二二	
部 肉豚貸付施設	〃	平城農協	建物二、五坪機械器具	三四二	一三六	
北 肉豚貸付施設	〃	北一九頭 杜一頭	三三〇	九六	二二四	
合 家畜市場	〃	護川農協	三三〇	九六	二二四	
計	大津町 一棟 四二坪	六二八	二四七	三七一		
南部地域	共同利用農機具ミスト	陣内農協	ミスト三三台	一、七八二	七二二、一〇七〇	

第十二回郡市民体育祭夏季大会開く

一、趣旨 体育スポーツの普及をはかり共にスポーツマンシップとフェアプレイの精神が広く社会生活に移され健康で明るい都市民の生活建設の一助とし、併せて第十五回県民体育祭の予選をかねて行う。

二、日時 昭和三十五年八月十七日(水)午前八時半集合

- 三、場所 泗水村プール
- 四、主催 菊池郡市体育協会 菊池郡市中体連
- 五、後援 熊本日々新聞社
- 六、実施の方法

- ①対抗競技 中学校の部のみ学校対抗とする
- ②個人選手権 一般及び高校、小学校の部はすべて個人選手権試合とする
- ③得点 対抗競技については一位七点二位五点以下順

期 日 昭和35年8月9日 9時〜4時

場 所 菊池小学校講堂

参加対象 ①新生活運動関係者 ②公民館関係者 ③郷土青年団等役員 職員 その他関心を有する者

参加人員 約一五〇名

助言者 分科会の討議議題

1. 明るい人間関係をつくる
2. 家計簿を記録し暮しを工夫する
3. 環境衛生の向上をはかる

次一点短減し六位一点とする総合得点の多い学校を優勝とする。得点同点の場合は一位数の多い方を優位とし、一位同数の時は二位の数による、以下之に準ずる。

④参加人員の都合により予選(タイムレース)及び決勝を行う。

- 七、参加資格 ①参加人員の制限はない。
- ②中学校 中体連対外競技規約による。
- ③高校 生活の本拠より出場する。
- ④小学校 学年、年令を問わない。
- ⑤一般(青年二五才以下、社会人八四五才以上、社会人B三五才以上、社会人C三五才以下)を合年令は昭和三十三年四月一日現在の満年令とする。
- ⑥期日 八月一日まで必着
- ⑦宛先 泗水中学校 川崎敏氏宛